

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

(省エネ家電マーケット創出事業)

公募要領

【第二次公募】

平成28年12月

一般財団法人環境イノベーション情報機構

一般財団法人環境イノベーション情報機構（以下「機構」という。）では、環境省から二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省エネ家電マーケット創出事業）（以下「本補助金」という。）の交付決定を受け、事業者のインターネット上での省エネ家電買換サイト開設や同サイトに出店を希望する中小規模の販売店への支援、さらには統一省エネラベル5つ星の家電製品（以下「5つ星省エネ家電」という。）への買換えを対象としたCO₂排出削減量に応じた買換促進支援を行うことにより、国民運動「COOL CHOICE」の取組みの1つである省エネ家電への買換えを消費者に促し、民生部門のCO₂排出削減を促進させることを目的とした支援事業を実施することとしています。

本補助金の概要、対象事業、応募方法及びその他の留意事項を本公募要領に記載しておりますので、応募申請される方は、本公募要領をご熟読くださいますようお願いいたします。

なお、補助事業として選定された場合には、平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省エネ家電マーケット創出事業）交付規程（以下「交付規程」という。）に従って手続等を行っていただくこととなります。

補助金の応募をされる皆様へ

本補助金は国庫補助金を財源としているため、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、機構としても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本補助金に対し応募の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金の交付決定を受けられる方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、応募の申請を行っていただきますようお願いいたします。

- 1 応募の申請者が機構に提出する書類には、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、事業の不採択、採択の取消、交付決定の取消、補助金の返還等の措置をとることがあります。
- 2 機構から補助金の交付決定を通知する前において発注等を行った経費については、補助金の交付対象とはなりません。
- 3 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
- 4 補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）の第 29 条から第 32 条において、刑事罰等を科す旨が規定されています。

目次

頁

1. 事業の目的と補助事業の内容について	1
(1) 事業の目的	1
(2) 補助事業の内容	1
(3) 補助事業の要件	1
(4) 補助金の応募申請者	1
(5) 補助対象経費	1
(6) 補助金の交付額	2
(7) 補助事業の実施期間	2
2. 応募手続について	3
(1) 応募書類	3
(2) 受付期間	3
(3) 提出部数	3
(4) 応募書類の管理	3
(5) 提出先	3
(6) 問い合わせ	3
3. 補助金の交付方法等について	4
(1) 補助事業者の選定方法	4
(2) 審査方法	4
(3) 審査結果の通知	4
(4) 交付申請	5
(5) 交付決定	5
(6) 補助事業の開始	5
(7) 補助事業の計画変更	5
(8) 完了実績報告及び補助金額の確定	6
(9) 補助金の支払	6
(10) 不正に対する交付決定の取消し等	6
4. 留意事項等について	7
別表第1 補助対象経費及び交付額の算定方法	8
別表第2 業務費の内容	10
様式1	11
別紙1 省エネ家電マーケット創出事業実施計画書	12
別紙2 省エネ家電マーケット創出事業に要する経費内訳	14
別添1 平成28年1月～2月の5つ星省エネ家電販売実績	18
別添2 家電リサイクル券の注意点	19

1. 事業の目的と補助事業の内容について

(1) 事業の目的

本事業は、国の地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）に掲げる 2030 年の温室効果ガス排出削減目標を踏まえ、事業者のインターネット上での省エネ家電買換サイト開設や同サイトに出店を希望する中小規模の販売店への支援、さらには 5 つ星省エネ家電への買換えを対象とした CO2 排出削減量に応じた買換促進支援を行うことにより、国民運動「COOL CHOICE」の取組みの 1 つである省エネ家電への買換えを消費者に促し、民生部門の CO2 排出削減を促進させることを目的としています。

(2) 補助事業の内容

補助対象となる事業（以下「補助事業」という。）内容は、以下のとおりとします。

① 省エネ家電買換サイト開設等事業

①-1 省エネ製品買換ナビゲーション「しんきゅうさん」を活用し、国民運動「COOL CHOICE」への参加とともに省エネ家電の買換えを促す省エネ家電買換サイトの開設

①-2 省エネ家電買換サイトへの中小規模販売店の新規出店支援

② 5 つ星省エネ家電（エアコン、テレビ、冷蔵庫）を対象とした買換促進事業

(3) 補助事業の要件

本補助金の応募にあたって必須となる要件は、以下のとおりです。

ア ①-1 省エネ家電買換サイト開設事業及び② 5 つ星省エネ家電を対象とした買換促進事業を実施すること。

イ 平成 28 年 1 月～2 月における 5 つ星省エネ家電の販売実績があり、その販売記録を提出できること。また、平成 29 年 1 月～2 月の販売記録も提出できること。

ウ 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）を遵守し、省エネ家電買換サイトへ出店する事業者にも遵守させていること。

エ 省エネ家電買換サイト開設者及び出店者は、国民運動「COOL CHOICE」に賛同すること。

オ 省エネ家電買換サイトの運用は、開設後 3 年以上の継続を見込んでいること。

カ 省エネ家電買換サイトの出店者は、出店後 1 年以上の継続を見込んでいること。

(4) 補助金の応募申請者

本事業について補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とします。

ア 民間企業

（インターネット通販事業者：ショッピングモール、販売店、家電メーカー等法人格を有する事業者）

イ その他環境大臣（以下「大臣」という。）の承認を得て機構が適当と認める者

(5) 補助対象経費

事業に要する経費は、別表第 1 に定める経費であって、補助事業に使用されたことが証明で

きる経費に限ります。

(6) 補助金の交付額

- ①-1 省エネ家電買換サイト開設事業については、定額(1,000万円を上限とする。)とします。
- ①-2 省エネ家電買換サイトへの中小規模販売店の新規出店支援については、出店費用(初期登録費用、月額出店料)の1/2(1店舗当たり15万円を上限とする。)とします。ただし、省エネ買換サイト開設者が中小規模販売店から出店費用を徴収する際は、出店費用から当該補助金相当額を控除することを前提とします。
- ② 5つ星省エネ家電(エアコン、テレビ、冷蔵庫)を対象とした買換促進事業については、CO₂削減見込み量1トン当たり2,000円とします。
ただし、補助事業実施期間における5つ星省エネ家電の販売台数から、対前年同期間比で増加した分のうち買換えが確認されたものを対象とします。

(7) 補助事業の実施期間

補助事業の実施期間は、交付決定日以降から平成29年2月末日までとします。

- ①-1 省エネ家電買換サイトの公開は、交付決定日以降とします。
- ①-2 省エネ家電買換サイトへの中小規模販売店の新規出店支援のうち、月額出店料の対象期間については、交付決定日以降～平成29年2月末日までとします。
- ② 5つ星省エネ家電(エアコン、テレビ、冷蔵庫)を対象とした買換促進事業の対象製品については、交付決定日以降～平成29年2月末日までの販売台数から対前年同期間比で増加した分のうち、買換えが確認できたものとします。

2. 応募手続について

(1) 応募書類

応募に当たり提出が必要となる書類は、次のとおりです。

(様式1)	応募申請書	1部
(〃別紙1)	実施計画書	1部
(〃別紙2)	経費内訳	1部
(〃別添1)	平成28年1月～2月の5つ星省エネ家電販売実績	1部

※上記の書類及びその他の資料等については、機構のホームページからダウンロードして作成願います。

(2) 受付期間

平成28年12月15日(木)から平成29年1月4日(水)17時締切(郵送の場合は、当日消印有効)

(3) 提出部数

(1)の書類(紙)を2部、当該書類の電子データを保存した電子媒体(DVD等)1部を提出してください(電子媒体には、事業実施の団体名を必ず記載すること)。

また、提出された応募書類は返却しませんので、適宜写しを控えておいてください。

(4) 応募書類の管理

ご提出いただいた事業計画書については、厳重に管理し、公募審査及び補助金交付確認行為または会計検査等監査以外に利用することはありません。

(5) 提出先

一般財団法人 環境イノベーション情報機構

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町 38 鳥本鋼業ビル 3階 省エネ家電マーケット
チーム 宛

※宛名面に赤字で「省エネ家電マーケット創出事業【第二次公募】」と記入すること

TEL : 03-6821-7210 FAX : 03-5209-7105

(6) 問い合わせ

公募への応募等に関して質問等ある場合は、件名を「省エネ家電マーケット創出事業【第二次公募】に関する問い合わせ」とし、以下のメールアドレスまで電子メールで送ってください。

問合せ可能期間：平成28年12月15日(木)から平成29年1月4日(水)

メールアドレス：market@jigyo.eic.or.jp

3. 補助金の交付方法等について

(1) 補助事業者の選定方法

広く公募を行い、選定します。

(2) 審査方法

応募者より提出された実施計画書等をもとに、外部有識者からなる審査委員会による審査を経て、補助事業費の範囲内で補助事業の選定を行います。

審査基準は審査委員会にて決定されますが、以下の「審査ポイント」に示す項目が重要だと考えています。

ただし、事業者及び出店者が特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）を遵守していない場合は「審査のポイント」に関わらず不採択とします。

【審査のポイント】

①-1 省エネ家電買換サイト開設事業

- ア 5つ星省エネ家電への買換えが「COOL CHOICE」の取組みであることを理解していること。
- イ 省エネ家電買換サイトのセキュリティ対策を実施していること。
- ウ 省エネ家電買換サイトにおいて、省エネ製品買換ナビゲーション「しんきゅうさん」のデータ等が活用され、省エネ性能の情報が発信される計画になっていること。
- エ 省エネ家電買換サイトが、買換え検討から5つ星省エネ家電の購入へとつながるよう、利用しやすく、わかりやすいものとなっていること。
- オ 省エネ家電買換サイトの閲覧者に「COOL CHOICE」への賛同を促していること。
- カ 省エネ家電の購入者が「COOL CHOICE」に賛同して省エネ家電を購入する仕組みを用意していること。
- キ 「COOL CHOICE」を踏まえた地球温暖化対策の普及啓発のために、積極的な情報提供（特集やメルマガなど）を行う計画がなされていること。

①-2 省エネ家電買換サイトへの中小規模販売店の新規出店支援事業

- ア 省エネ家電買換サイトへより多くの中小規模の販売店が出店できる支援計画となっていること。

② 5つ星省エネ家電（エアコン、テレビ、冷蔵庫）を対象とした買換促進事業

- ア 買換促進費が消費者や中小規模販売店への還元（ポイント付与、割引等）に資すること。
- イ 5つ星省エネ家電への買換え計画台数が多いこと。
- ウ 処分する家電製品の廃棄物収集運搬許可業者との協力体制が整っていること。

(3) 審査結果の通知

結果は、平成 29 年 1 月中旬を予定しています。結果は全ての応募申請者に対して通知します。

(4) 交付申請

採択の通知を受け選定された補助事業者は、補助金の交付申請書を提出していただきます（申請手続等は交付規程を参照願います。）。その際、補助金の対象となる費用は、原則として、1.（7）の実施期間に行われる事業で、かつ当該期間中に支払が完了するものとします。

(5) 交付決定

機構は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- ア 申請に係る補助事業の実施計画が定まっており、1.（7）の実施期間に確実に行われる見込みであること。
- イ 補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に規定する資金を含む。）の対象経費を含まないこと。
- ウ 申請書の記載事項が採択された事業内容と合致していること。
- エ 補助対象経費以外の経費を含まないこと。

(6) 補助事業の開始

補助事業者は、機構からの交付決定を受けた後に、事業を開始していただきます。補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結するに当たっての原則は、以下のとおりです。

- ア 契約・発注日は、機構の交付決定日以降であること。
- イ 補助事業の遂行上著しく困難又は不相当である場合を除き、競争原理が働くような手続によって契約の相手方を決定すること。
- ウ 1.（7）の実施期間内に行われた委託等に対して当該期間中に対価の支払及び精算が行われること（補助事業者に対して、補助事業に要した経費の請求がなされた場合を含む。この場合は、実績報告書に請求書を添付することで可とし、補助事業者は補助金を受領した日から原則として2週間以内に支払に関する証拠書類を機構に提出することとする。）。

(7) 補助事業の計画変更

補助事業者は、事業内容を変更しようとするときは、必要に応じて計画変更承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければなりません。なお、当該承認に際しては、必要に応じて交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することがあります。

なお、計画変更申請が必要となる場合は以下のとおりです。

補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

- ・補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合。
- ・事業効果に関係がない事業計画の細部の変更である場合。

(8) 完了実績報告及び補助金額の確定

補助事業者は、補助事業完了後30日以内又は事業実施年度の3月10日のいずれか早い日までに完了実績報告書を機構に提出していただきます。

機構は、補助事業者から上記完了実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の実施結果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に交付額の確定通知を行います。

(9) 補助金の支払

補助事業者には、機構から交付額の確定通知を受けた後、精算払請求書を提出していただきます。機構は、その内容を確認した上、適当と判断した場合は補助金を支払うこととなりますが、交付決定額以上の経費が生じた場合でも、交付決定額を超えた分の経費をお支払いすることはできませんので注意してください。

(10) 不正に対する交付決定の取消し等

応募書類に虚偽の内容を記載した場合等においては、事業の不採択、採択の取消、交付決定の取消、補助金の返還等の措置をとることがあります。

4. 留意事項等について

(1) 補助金の執行に当たっては、法律及び交付規程等の規定により適正に行っていただく必要があります。

具体的には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適化法施行令」という。）のほか、機構が別途作成する交付規程等の定めるところに従い実施していただきます。

万が一、これらの規定が守られず、是正指示に従わない場合には、交付規程に基づき交付決定の取消の措置をとることもあります。また、補助事業完了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還などの対応を求めることがあります。

(2) 原則として補助金で財産（物品等）を取得することはできません。

(3) 補助事業の経費に関する帳簿と全ての証拠書類（見積書、発注書、契約書、請求書、領収書等支払を証する書類等の経費に係る書類）は、他の経理と明確に区分して管理し、常にその書類を明らかにしておく必要があります。

これらの書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

(4) 5 つ星省エネ家電の買換えに際して、買換え前の家電を特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づいて適正に処理されたものが補助の対象になります。処分した家電の特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写しを実施報告書に添付してください。「小売業者」の欄に出店者名が記載されている必要があります。また、家電リサイクル券には、処分した家電の製品型番、製造年式、規格等が欄外に記載されている必要があります。詳細は別添 2 をご参照ください。

(5) 出店者にあつては、家電リサイクル法第 9 条の引取義務及び第 10 条の引渡義務を履行できる体制が整っていること及び家電リサイクル法第 13 条の収集運搬料金の設定・公表義務を履行している必要があります。なお、引取義務及び引渡義務を自社以外で実施するには、産業廃棄物収集運搬許可業者又は一般廃棄物収集運搬許可業者への委託が必要となります。

(6) 上記の他、必要な事項は交付規程等に定めていますので、これを参照してください。

(7) 事業実施に当たっては、地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」（賢い選択）に賛同していただくとともに、イベントや PR 活動等普及啓発活動の場において、地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」（賢い選択）への賛同の呼び掛けなどにご協力いただくこととなります。

別表第1 補助対象経費及び交付額の算定方法

1 補助事業の区分	2 補助事業の内容	3 補助対象経費	4 基準額	5 補助率	6 交付額の算定方法
省エネ家電マーケット創出事業	① 省エネ家電買換サイト開設等事業	①-1 事業を行うために必要な業務費（賃金、共済費、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料及び消耗品費※詳細は別表第2のとおり）並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費	機構が必要と認めた額	定額 （上限 1,000万 円）	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合に、これを切り捨てるものとする。
		①-2 中小規模販売店が省エネ家電買換サイトへ新規出店する際の費用（初期登録費用、月額出店料） ※当該サイト開設者が中小規模販売店から出店費用を徴収する際は、出店費用から当該補助金相当額を控除することを前提とする	機構が必要と認めた額	1/2 （店舗当たり上限 15万円）	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に1/2を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
	②				

	5つ星省エネ家電（エアコン、テレビ、冷蔵庫）を対象とした買換促進事業	5つ星省エネ家電の購入に伴うCO2排出削減見込み量に対して補助事業者が承認した買換促進費	機構が必要と認められた額	定額 (CO2排出削減見込み量1トン当たり2,000円)	<p>ア 対象製品別に、補助事業期間における5つ星省エネ家電の販売台数から、対前年同月比での増加台数を算出する。</p> <p>イ 増加台数のうち、対象製品別に、5つ星省エネ家電への買換えが確認された個数を算出する。</p> <p>ウ イで算出した5つ星省エネ家電買換確認台数に基づき対象製品別にCO2削減見込み量(単位:トン(単位未満切り捨て))を算出し、全対象製品のCO2削減見込み量の合計値に2,000円を乗じた額を総事業費とし、寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>エ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>オ エにより算出された額とウで選定された額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合に、これを切り捨てるものとする。</p>
--	------------------------------------	--	--------------	---------------------------------	---

別表第2 業務費の内容

1 費目	2 細分	3 内容
業 務 費	賃金	事業を行うために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
	共済費 (社会保険料)	事業を行うために必要な労務者に対する共済組合(社会保険料)負担金と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
	通信運搬費	事業を行うために必要な郵便料等通信費をいう。
	委託料	事業を行うために必要となる特殊な技能又は資格を必要とする業務等を外注する場合に要する経費をいう。
	使用料及び 賃借料	事業を行うために必要な会場使用料や機器のレンタル費用等をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
	消耗品費	事業を行うために必要な事務用品等消耗品の購入に係る経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

様式 1

番 号
平成 年 月 日

一般財団法人環境イノベーション情報機構
理 事 長 大塚 柳太郎 殿

申請者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

平成 2 8 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(省エネ家電マーケット創出事業)【第二次公募】応募申請書

標記について、以下の必要書類を添えて申請します。

記

1. 実施計画書【別紙 1】
2. 経費内訳【別紙 2】

【資料】

1. ○○・・・
2. ○○・・・
3. ○○・・・

(担当者欄)
所属部署名：
役職名：
氏名：
T E L：
F A X：
E-M a i l：

別紙 1

省エネ家電マーケット創出事業実施計画書

事業名				
事業実施の団体名				
事業実施の担当者	事業実施の代表者			
	氏名	事業者名・役職名		所在地
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス	
	事業実施の担当者（事業の窓口となる方）			
	氏名	事業者名・役職名		備 考
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス	
共同事業者	団体等の名称	事業実施責任者		
		氏名	役職名	電話・FAX 番号
< 1. 事業の内容 >				
<p>①-1 省エネ家電買換サイト開設事業</p> <p>ア 省エネ家電買換サイトの概要</p> <p>イ 省エネ家電買換サイトの制作における基本事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本構成図（サイトフロー） ・制作ページ数 ・使用する WEB プログラム ・動作保証する OS とブラウザ ・セキュリティ対策 <p>（別紙添付でも可）</p> <p>ウ サイト運用予定年数</p> <p>エ しんきゅうさんの活用方法</p> <p>オ 閲覧者に省エネ家電買換を促すサイトデザインの工夫</p> <p>カ 「COOL CHOICE」の賛同を促す方法</p> <p>キ 地球温暖化対策関連情報の発信方法</p> <p>①-2 省エネ家電買換サイトへの中小規模販売店の新規出店支援事業</p> <p>ア 中小規模販売店の新規出店計画（出店（予定）数・出店費用・出店誘引策等）</p>				

② 5つ星省エネ家電（エアコン、テレビ、冷蔵庫）を対象とした買換促進事業

ア 前年度の5つ星省エネ家電の販売実績台数

販売実績（平成28年1月～2月の販売実績）

エアコン (台)

テレビ (台)

冷蔵庫 (台)

※別添1 平成28年1月～2月の5つ星省エネ家電販売実績を添付すること。

イ 消費者及び中小規模販売店への還元方法及び割合

ウ 買換え計画台数及びCO2削減見込み量

（平成29年1月～2月の5つ星省エネ家電の販売台数から対前年同月比で増加する見込みの分のうち、買換えが見込まれる台数）

買換え計画台数

エアコン (台)

テレビ (台)

冷蔵庫 (台)

CO2削減見込み量（年間CO2削減量×平均的使用期間10年）

エアコン (トン)

テレビ (トン)

冷蔵庫 (トン)

※買換え傾向から算出したCO2削減見込み量

エ 家電リサイクル法の遵守状況・体制

- ・家電リサイクル法第9条の引取義務及び第10条の引渡義務の履行体制の有無

※該当する方に○をすること

有り／無し

- ・出店（予定）者及び出店者における家電リサイクル法13条の収集運搬料金の設定・公表の履行状況

※出店（予定）者及び出店者の履行状況を示すWebページ上のURLを一覧にまとめ、添付すること（様式任意）。

<2. 事業の実施体制>

※補助事業の実施体制について、補助事業者内の事業実施・経理等の体制及び関係者との協力・連携の内容・体制を記入する（別紙添付でも可）。

<3. 事業スケジュール>

※事業の実施スケジュールを記入する。

（別紙添付でも可）

注1 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用すること。

別紙2

省エネ家電マーケット創出事業に要する経費内訳

①-1 省エネ家電買換サイト開設事業に要する経費

所要経費	(1) 事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費支出予定額
	円	円	円	円
	(5) 基準額	(6) 選定額 (4)と(5)を比較して少ない方の額	(7) 補助基本額 (3)と(6)を比較して少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7)の額 【A】 (上限1,000万円) ※1,000円未満切り捨て
	円	円	円	円
補助対象経費支出予定額内訳				
経費区分・費目	金額	積算内訳		
(記載例) 業務費 ・賃金 ・〇〇 ・〇〇	〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇			
合計	円			

注 本内訳に、見積書又は計算書等を添付すること。

①-2 省エネ家電買換サイトへの中小規模販売店の新規出店支援事業に要する経費

所要経費	(1) 事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費支出予定額
	円	円	円	円
	(5) 基準額	(6) 選定額 (4)と(5)を比較して少ない方の額	(7) 補助基本額 (3)と(6)を比較して少ない方の額	(8) 補助金所要額 【B】 (7)の額×1/2 (1店舗当たり上限15万円) ※1,000円未満切り捨て
	円	円	円	円
補助対象経費支出予定額内訳				
経費区分・費目	金額	積算内訳		
(記載例) 新規出店する際の費用 ・初期登録費用 ・月額出店料	〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇			
合計	円			

注 本内訳に、経費の根拠を添付すること。

②5つ星省エネ家電を対象とした買換促進事業に要する経費

所 要 経 費	家電の種類	(1) 買換え 計画台数 (平成 29 年 1 月～2 月の 5 つ星省エネ 家電の販売台 数から対前年 同月(1～2 月)比で増加 した分のう ち、買換えが 見込まれる台 数)	(2) 10 年 間の CO2 削 減見込み量	(3) 事業費 (10 年間の CO2 削減見込 み量(2)× 2,000 円)	(4) 寄付金そ の他の収入	(5) 差引額 (3)-(4)	(6) 補助対象 経費支出予定 額
	エアコン	台	トン	円			
	テレビ	台	トン	円			
	冷蔵庫	台	トン	円			
	合計			円	円	円	円
					(7) 基準額	(8) 選定額 (6)と(7)を比 較して少ない 方の額	(9) 補助基本 額 (5)と(8)を比 較して少ない 方の額
円					円	円	円

省エネ家電マーケット創出事業（合計）に要する経費

所要経費	【A】 ①-1 省エネ家電買換サイト開設事業	円
	【B】 ①-2 省エネ家電買換サイトへの中小規模販売店の 新規出店支援事業	円
	【C】 ② 5つ星省エネ家電を対象とした買換促進事業	円
	合 計	円

別添 1

平成 28 年 1 月～2 月の 5 つ星省エネ家電販売実績

平成 28 年 1 月～2 月の 5 つ星省エネ家電販売実績 (エアコン)						
No.	メーカー	型番	製造年式	冷房能力 (kW)	部屋の広さ (冷房・木造○畳 ～鉄筋○畳用)	販売日
1	○○○	AA-123456	2015	2.8	8～12	2016/1/20
2						
3						
4						
5						
6						

平成 28 年 1 月～2 月の 5 つ星省エネ家電販売実績 (テレビ)						
No.	メーカー	型番	製造年式	種類 (ブラウン管・液 晶・プラズマ)	サイズ (型)	販売日
1	○○○	BB-123456	2015	液晶	50	2016/1/20
2						
3						
4						
5						
6						

平成 28 年 1 月～2 月の 5 つ星省エネ家電販売実績 (冷蔵庫)					
No.	メーカー	型番	製造年式	定格内容量 (リットル)	販売日
1	○○○	CC-123456	2015	470	2016/1/20
2					
3					
4					
5					
6					

※販売実績の根拠が確認できる書類を添付すること。なお、根拠書類には本様式の NO. 欄と同一の番号を付すこと。

別添2

家電リサイクル券の注意点

家電リサイクル券 (19年度以降の回収業務) ①小売業者回付

②小売業者回付

発行日 2005年 1月 1日

1234-5678-90123

リサイクル券お問い合わせ管理票番号

小売業者名 (株)〇〇電機
(出店者名)

012-345-6789

999-9999 000011112222

999-9999 000011112222

△△市××-××

099-765-4321

製造年式 (「しんきゅうさん」では購入年) <必須>

製品型番 <不明な場合は省略可>

エアコンは冷房能力(部屋の広さ) <必須>

テレビは画面サイズ <必須>

冷蔵庫は定格内容積 <必須>

を余白にそれぞれ記載すること

メーカー名 <不明な場合は省略可>

をエレクトロニクス(又は記載)すること

製造年式 (「しんきゅうさん」では購入年) <必須>

製品型番 <不明な場合は省略可>

エアコンは冷房能力(部屋の広さ) <必須>

テレビは画面サイズ <必須>

冷蔵庫は定格内容積 <必須>

を余白にそれぞれ記載すること

【出典】一般財団法人 家電製品協会 家電リサイクル券(②小売業者回付)